

プリズム管理組合

第 11 回通常総会 議事録

開催日	平成 25 年 6 月 23 日	
開催場所	名称	ビビットスクエア 4 階多目的ルーム
	所在地	船橋市浜町 2-2-7
開催時間	午前 10 時 30 分開始 午前 11 時 25 分終了	
組合員総数および議決権総数	組合員総数 511 名	議決権総数 511 個
出席組合員数および議決権数	出席組合員数 415 名 (本人出席者 54 名 委任状 115 名 議決権行使書 246 名) 出席議決権数 415 個	

定刻、管理規約第 44 条第 5 項の規定に基づき、N 理事長が総会の議長に就任した。

議長は、組合員総数、議決権総数、出席組合員数、出席議決権数について報告を行い、本総会が適法に成立する旨を宣し、議案の審議に入った。

また、本総会の議事録署名人として、出席理事の K 氏と K 氏が議長より指名され、出席者の承認を受けた。

〈 議 事 〉

【第 1 号議案】第 11 期事業報告および収支報告並びに監査報告に関する件

議長の指名により、H 副理事長から議案説明書に基づき、第 11 期事業報告がなされ、E 会計理事より第 11 期収支決算報告を行った。

続いて、M 監事より監査報告がなされ、第 11 期の業務執行状況及び財産状況について監査した結果、適正かつ妥当である旨報告がなされ特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

【第 2 号議案】第 11 期一般会計剰余金処分案承認に関する件

議長の指名により、O 会計理事から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

《 可決内容 》

第 10 期一般会計繰越金	29,244,643 円
処分額 (修繕積立金会計への振替処分)	5,000,000 円
次期繰越金	24,244,643 円

【第3号議案】修繕積立金一部取り崩しに関する件

議長の指名により、K副理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

《可決内容》

- ①緊急地震対策費用 15,000,000 円を「修繕積立金会計の部」に予算計上する。
- ②地震時により緊急に対策工事が必要となった場合は、緊急地震対策費用をこれに当てる。対策工事の使用等については、理事会に一任する。

【第4号議案】マンション総合保険（積立型）の更新加入に関する件

議長の指名により、N理事から議案書に基づき、本議案について説明がなされた。質疑応答の後、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

《可決内容》

- ①本年7月で終了するマンション総合保険を「A損害保険(株)」が販売している10年積立型マンション総合保険に更新する。

(主な質疑事項)

質問：10年の払込みの途中で損保会社が倒産した場合、満期返戻金の扱いはどうなるのか？。

回答：破綻時に救済保険会社が現れた場合はその保険会社が引継ぎ、現れない場合には損害保険契約者保護機構が契約を引き継ぎます。

なお、同社はソルベンシー・マージン比率により10年以保つ規模の会社であるとみており、破綻リスクは低いと判断します。

【第5号議案】駐輪場の一部を廃止し、防災倉庫へ転用する件

議長の指名より、T防災担当理事から議案書に基づき、本議案について説明がなされた。質疑応答の後、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

《可決内容》

- ①共用部自転車置場 921～941 区画の11台分を廃止する。
- ②駐輪場一部廃止に伴い、管理規約附則第4条（容認事項）1の(3)項の自転車置場台数の記述を削除する。削除後は、「自転車置場を管理組合に・・・・」となる。
- ③自転車置場台数の記述を、管理規約附則から自転車置場使用細則に移動する。同細則に第7条を新設し、それ以降の条文の番号を繰り下げる。新設後の第7条は以下のとおり。

第7条（自転車置場台数）

自転車置場の台数は、以下のとおりとする。

住棟内 581 台、駐車場棟内 231 台、屋外 30 台。合計 842 台（ただし、2013 年 5 月 23 日時点）。

(主な質疑事項)

質問：貸自転車の現在の稼働状況について知りたい。

回答：現在貸自転車は 19 台稼働しています。月平均収入は 4～4.5 万円あるので稼働率としては良好と考えており、今後も要望が強ければ貸自転車を増やす方向でいます。

【第 6 号議案】 バルコニーへのパラポラアンテナ設置禁止を明確化する件

議長の指名により、K副理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

《可決内容》

①バルコニーへのパラポラアンテナ設置を禁止し、全体使用規則にその旨明記する。

【第 7 号議案】 BS・CSアンテナ撤去に関する件

議長の指名により、H副理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

《可決内容》

①各棟の屋上に設置してあるBS・CSアンテナを撤去する。

【第 8 号議案】 第 12 期事業計画案および収支予算案に関する件

議長の指名により、M副理事長から議案書に基づき、第 12 期事業計画案の説明がなされた後、第 12 期収支予算案の説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

【第 9 号議案】 第 12 期プリズムクラブ事業計画案および収支予算案に関する件

議長の指名により、Y理事から議案書に基づき、第 12 期の事業計画案および収支予算案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

【第 10 号議案】 管理委託契約締結承認に関する件

議長の指名により、K会計理事から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

【第 11 号議案】 第 12 期管理組合理事選任に関する件

議長の指名により、K理事から第12期役員候補者が紹介され、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

理事の役職については、互選にて決定することが補足説明された。

A号室	K
B号室	K
C号室	T
D号室	S
E号室	O
F号室	N
G号室	K
H号室	Y
I号室	K

以上9名（敬称略）

第12期監事候補者は以下のとおりです。

J号室	H
K号室	H

以上2名（敬称略）

以上の議案をもって本日の議事が全て終了したので、議長は午前11時25分閉会を宣した。

以上、本総会の議事の経過及び要領並びに結果が正確であることを証するため議事録を作成し、議長並びに議事録署名人はこれに記名押印する。

平成25年6月23日

住 所：船橋市浜町2-2-1
名 称：プリズム管理組合

議 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印